

共同石炭株式会社横島炭坑労働争議

- 一、名 稱 共同石炭株式会社横島炭坑
- 二、所 在 地 福岡縣田川郡後藤寺町川宮
- 三、事業の種類 石炭鑛業
- 四、資 本 金 百五十萬圓
- 五、代 表 者 社長 長 松 本 清 次
- 六、從 業 員 數 採炭夫二二八名 坑外夫一五九名
計三八七名
- 七、争議參加人員 採炭夫九九名
- 八、争議發生年月日 昭和十一年四月十四日
- 九、同 解決年月日 昭和十一年四月十五日
- 十、發 生 原 因

本坑の採炭夫は採炭一兩に付最高八拾錢最低七拾錢の稼働

賃銀であるが岩石により掘進不能の場合多く他坑に比し収入
 少なき爲坑夫間に不満ありたる處最近坑夫に對し勞務係の暴
 行ありて愈々對遇改善要求の氣運に醸すに至りたるを以て日
 本石炭坑夫組合が介在し強硬派と闘り四月十四日突如罷業を
 決行せり。

土 要 求 事 項 (歎願書)

- 1、一兩に付き貳拾錢の値上をせられたし
 但一兩の場合は一金八拾錢の補助をせられたし
- 二兩の場合は一金五拾錢の補助をせられたし
- 2、箇所採炭不能の場合は最低壹圓參拾錢の日役を支給せられ
 たし、但し火薬は現在通社費たること
- 3、賃銀は隔日に支拂れたし
- 4、堀進は間五圓を値上せられたし「ナグレ」の場合は一人に